

ペットの飼育は禁止です(預かりもダメ)

最近、近隣の「生活音」に関する苦情が多数寄せられています。人は人との関わりの中で暮らしており、特に集合住宅では壁一枚へだててそれぞれの生活があります。自分が出した音が、まわりの

騒音苦情について

春になりますと子供達が団地内で遊ぶ光景が増えてきます。物陰や駐車している車の脇から飛び出してくることもありまので、団地内の通行には十分に注意するようお願いいたします。あわせて子供達への安全教育をお願いします。

子供の通行に注意を...

また、住戸内のベランダにゴミ等が溜まっているとドレン管の詰まる原因となりますので、小まめに取り除きましよう。

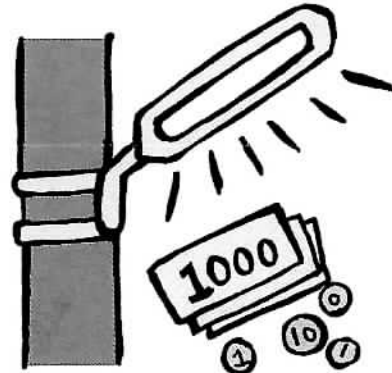
住まいだより



市営・道営住宅の維持管理 平成29年度4月号 発行 釧路市住宅公社

共益費(自治会費)を納めましよう

最近、「共益費が集まらず困っている」との問い合わせが多寄せられています。共益費(自治会費)は、共用部の照明や工レベータなどの電気代、排水管清掃、敷地内の草刈費用等に充てられ、入居するみなさんで負担してもらうことになっています。これは、一般住宅においても道路の外灯の電気代等を町内会で負担していることと同様です。共益費の不払いがあると住棟内の維持管理や活動に支障をきたしますの納め忘れのないようご協力をお願いします。



こんなときは申請や届出が必要です

- 家族構成に変更がある場合は、市役所への届出とは別に、住宅公社へも申請(届)が必要です。
- 同居者異動届
同居親族の死亡、転居、または出生があった場合には届出が必要です。
- 同居申請
現在入居を許可された以外の親族を同居させる場合には、戸籍謄本(全部事項証明書)、収入を証明するものを添付していただきます。
- 収入基準を超えたり、家賃等の滞納がある等その他の事情により認められない場合があります。
- 入居承継
名義人が死亡、または離婚等により退去し、同居承認を受けている方で、1年以上同居している方については条件を満たしていれば承継が可能です。
- 住宅一時不使用届
入院や旅行、出稼などで30日以上不在にする場合には、一時不使用届(長期不使用届)を提出し連絡先を届出してください。最近は安否確認の問い合わせも増えていますので近所や親しい方にも伝えてください。
- 住宅模様替申請
継が可能となります。※条件や必要書類についてはお問い合わせください。
- 住宅退去届
退去する場合は、引越日の一週間程度前に来庁のうえ退去届(明渡届)の提出が必要です。月途中で退去する場合、家賃等は日割り計算となります。退去する際は必ず退去検査を実施しますので、届の提出時に検査日を決めます。なお、カギは検査終了時に返却していただきます。



防火を心がけましよう

火災は、短時間で大切な財産や人命を無にする恐ろしいものです。電気器具の誤った取扱やたばこの不始末など「ついついっかり」でも火災は発生します。外出前、就寝前には必ず火の元を確かめ、電気プラグに付着しているほこりを取り除くなど、日頃から防火に対する意識を持ちましよう。ま

車庫を変更したときは届出が必要です

自動車の買い替えなどにより駐車する車庫を変更するときは、陸運事務所等における車庫の登録が完了後速やかに釧路市住宅公社(保守管理担当)へ届出をしてください。

提出書類

- 「市営住宅」
- 市営住宅駐車場利用変更届
- 自動車保管場所重複車庫処分理由書
- 「道営住宅」
- 北海道営住宅自動車保管区画使用許可変更届出書
- 現在使用中の車庫を譲渡するなど、処分した(する)ことを確認できる書類

家賃等の納入期限は毎月末(12月の納入期限は市営住宅が25日、道営住宅は1月4日。土日祝日の場合はつぎの平日)です。納入期限内に納めていただけなかった場合には、地方税法に基づき20日以内に督促状を送付することとなります。

家賃減免・徴収猶予の申請について

公営住宅の家賃は、みなさんに提出していただいた収入申告書にもとづき、世帯収入に応じて決定しています。しかし、病気や失業等により家賃の支払いが困難な場合は一定期間減額する「減免」という制度があります。申請に応じて減額・免除・徴収猶予に該当するか判断しますので困りの方はご相談ください。



みなさんで雪割りを清掃ましよう

雪解けが進むこの時期、雪割りをする姿があちらこちらで目にするようになってきました。それと同時に雪の中に埋もれていたゴミ等が目立ってきました。雪解け水や降雪で団地内通路や駐車場が水たまりになることがあります。排水溝の除雪、清掃にもご協力をお願いします。



公営住宅を勝手に改造することは認められていません。ただし、申請により原状回復が容易であると判断できるものは認められる場合がありますのでご相談ください。

市営住宅・道営住宅 指定管理者

一般財団法人 釧路市住宅公社

営業時間 / 平日8時45分~17時30分

営業時間内の連絡先 **31-4563** (直通番号)

営業時間外の連絡先 **23-5151** (釧路市役所代表番号)

※時間外における災害や緊急修繕を要する場合は、釧路市役所代表番号におかけ下さい。